

## 財 産 目 録

令和2年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
<b>I 資産の部</b>						
<b>1 流動資産</b>						
現金預金						
現金	現金手許有高	—	運転資金として	—	—	161,776
預金	百十四銀行 丸亀南支店他	—	運転資金として	—	—	14,002,098
			小計			14,163,872
事業未収金		—	介護報酬・利用者負担金等	—	—	75,376,890
立替金		—	職員社会保険料立替分	—	—	1,112,105
前払費用		—	火災保険料(建物・設備)	—	—	657,422
			流動資産合計			91,310,289
<b>2 固定資産</b>						
<b>(1)基本財産</b>						
土地	(たるみ荘拠点)					
	丸亀市垂水町馬場1353番	—	第1種社会福祉事業である、特養事業等に使用している	—	—	89,594,000
	丸亀市垂水町馬場1345番	—	第1種社会福祉事業である、ケアハウス事業等に使用している	—	—	12,000,000
	丸亀市垂水町馬場1346番	—	第1種社会福祉事業である、ケアハウス事業等に使用している	—	—	20,902,999
	丸亀市垂水町馬場1356番	—	第2種社会福祉事業である、グループホーム事業に使用している	—	—	23,507,000
	丸亀市垂水町馬場1360番	—	第2種社会福祉事業である、グループホーム事業に使用している	—	—	
	丸亀市垂水町馬場1361番	—	第2種社会福祉事業である、グループホーム事業に使用している	—	—	
	丸亀市垂水町馬場1362番	—	第2種社会福祉事業である、グループホーム事業に使用している	—	—	
	丸亀市垂水町馬場1363番	—	第2種社会福祉事業である、グループホーム事業に使用している	—	—	
	丸亀市垂水町馬場1370番	—	第2種社会福祉事業である、短期入所生活介護事業に使用している	—	—	114,812,937
	丸亀市垂水町馬場1372番	—	第2種社会福祉事業である、短期入所生活介護事業に使用している	—	—	
	丸亀市垂水町馬場1373番	—	第2種社会福祉事業である、短期入所生活介護事業に使用している	—	—	
	丸亀市垂水町馬場1374番	—	第2種社会福祉事業である、短期入所生活介護事業に使用している	—	—	
	丸亀市垂水町馬場1376番	—	第2種社会福祉事業である、短期入所生活介護事業に使用している	—	—	
	丸亀市垂水町馬場1377番	—	第2種社会福祉事業である、短期入所生活介護事業に使用している	—	—	
			小計			280,816,938
建物	(たるみ荘拠点)					
	丸亀市垂水町馬場1353番地	1995年度	1階:第1種社会福祉事業である特養事業、第2種社会福祉事業である通所・居宅・生きがいデイサービス・老人介護支援事業に使用している	762,094,941	469,423,205	292,671,736
	丸亀市垂水町馬場1354番地1	1995年度	2・3階:第1種社会福祉事業である特養事業、第2種社会福祉事業である短期入所事業に使用している			
	丸亀市垂水町馬場1355番地3	1995年度	第2種社会福祉事業である、グループホーム事業に使用している			
	丸亀市垂水町馬場1345番地9	2000年度	1階:第2種社会福祉事業である、グループホーム事業に使用している	306,425,000	148,786,335	157,638,665
	丸亀市垂水町馬場1346番地13	2000年度	2・3階:第1種社会福祉事業である、ケアハウス事業に使用している			
	丸亀市垂水町馬場1356番地1	2007年度	第2種社会福祉事業である、グループホーム事業に使用している	50,190,000	21,885,350	28,524,850
	丸亀市垂水町馬場1357番地1	2007年度	第2種社会福祉事業である、グループホーム事業に使用している			
	丸亀市垂水町馬場1363番地	2018年度	第2種社会福祉事業である、短期入所生活介護事業に使用している	780,165,375	108,944,043	671,221,332
	丸亀市垂水町馬場1362番地	2018年度	第2種社会福祉事業である、短期入所生活介護事業に使用している			
	丸亀市垂水町馬場1372番地	2018年度	第2種社会福祉事業である、短期入所生活介護事業に使用している			
	丸亀市垂水町馬場1373番地	2018年度	第2種社会福祉事業である、短期入所生活介護事業に使用している			
			小計			1,150,058,383
			基本財産計			1,410,873,319
<b>(2)その他の固定資産</b>						
土地	(たるみ荘拠点)					
	丸亀市垂水町馬場1378番	—	職員宿舎のための敷地	—	—	8,701,480
			小計			8,701,480
建物	(たるみ荘拠点)					
	丸亀市垂水町馬場1378番地	2018年度	職員宿舎として使用している	54,208,448	7,721,092	46,487,354
		—	各事業の建物に附属する設備として使用	70,759,784	39,538,172	31,223,612
	(ケアハウス拠点)					
		—	各事業の建物に附属する設備として使用	17,688,950	10,102,203	7,586,747
			小計			85,277,713
構築物		—	各事業での建物以外の設備	61,344,592	21,616,688	39,727,904
機械及び装置		—	各事業で使用している機械及び装置	29,411,173	27,222,501	2,188,672
車輛運搬具		—	利用者送迎用	38,115,637	37,227,675	887,962
	大型車(日産3台、トヨタ2台)	—	利用者送迎用			
	普通車(日産1台、トヨタ3台、スズキ6台、マツダ1台)	—	利用者送迎用			
	普通車(三菱1台)	—	利用者食事運搬用	860,000	824,167	35,833
	普通車(三菱1台)	—	作業用	810,000	809,999	1
器具及び備品		—	各事業で使用している器具及び備品	147,741,869	116,380,216	31,381,653
有形リース資産		—	利用者の食事配膳車	4,027,988	1,174,824	2,853,144
権利		—	各事業の共用駐車場	3,000,000	—	3,000,000
ソフトウェア		—	利用者の栄養管理ソフト	361,260	120,420	240,840
出資金		—	香川県介護事業協同組合への出資金	200,000	—	200,000
無形リース資産		—	各事業で使用している介護ソフト	4,885,800	2,410,580	2,255,940
長期貸付金		—	外国人留学生への奨学金	—	—	1,800,000
退職給付引当資産		—	退職金の支払に充てるため	—	—	24,830,999
人件費積立資産		—	将来における人件費のために積み立てている定期預金	—	—	10,000,000
修繕積立資産		—	将来における修繕のために積み立てている定期預金	—	—	57,000,000
備品購入積立資産		—	将来における備品購入のために積み立てている定期預金	—	—	4,000,000
保険積立金		—	役員保険料	—	—	60,430,114
長期前払費用		—	火災保険料(建物・設備)	—	—	68,918
			その他の固定資産計			334,880,291
			固定資産計			1,745,753,610
			資産合計			1,837,063,899

## 財 産 目 録

令和2年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
<b>II 負債の部</b>						
<b>1 流動負債</b>						
事業未払金	3月分水道光熱費他	—		—	—	29,375,008
1年以内返済予定 設備資金借入金	独立行政法人福祉医療機構他	—		—	—	38,486,000
1年以内返済予定 長期運営資金借入金	百十四銀行丸亀南支店	—		—	—	10,178,000
1年以内返済予定 リース債務	介護ソフトリース料	—		—	—	1,604,448
賞与引当金	支給対象期間当期分	—		—	—	14,222,500
流動負債合計						93,863,956
<b>2 固定負債</b>						
設備資金借入金	百十四銀行丸亀南支店	—		—	—	965,132,000
長期運営資金借入金	百十四銀行丸亀南支店	—		—	—	61,580,000
リース債務	百十四リース	—		—	—	3,503,736
退職給付引当金	百十四銀行丸亀南支店他	—		—	—	24,830,999
固定負債合計						1,055,026,735
負債合計						1,148,890,691
差引純資産合計						688,173,208

## (記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。なお、負債については、「使用目的等」欄記載を要しない。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄を記載する。
- ・減価償却資産(有形固定資産に限る)については、「減価償却累計額」欄を記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。
- また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・車両運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車両番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。